

議案第34号

久喜市情報公開条例の一部を改正する条例

久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。
第7条第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、久喜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 公開請求者(当該公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」を改め、当該審査請求に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の久喜市情報公開条例(以下この項において「改正前の条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関(以下この項において「実施機関」という。)の改正前の条例第11条第1項若しくは第2項の決定(以下この項において「決定」という。)又は第5条の規定による公開の請求(以下この項において「請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正等に伴い、久喜市情報公開条例に基づく公開決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をしたいため、この案を提出するものであります。